3　令第５条の14の３第３項の規定により同条第２項の規定による減額後の手数料の額（以下この３において「減額後の手数料の額」という。）について更なる減額をするときは、減額後の手数料の額から、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減額することができることとする。

イ　ロに掲げる者以外の者	次の⑴に定める額から⑵に定める額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。） ⑴　減額後の手数料の額 ⑵　1,000,000円と、令第５条の14の２第１項の規定により算定した手数料の額（その額が2,000,000円に満たないときは、2,000,000円）から2,000,000円を控除した額に100分の10を乗じて得た額との合算額
ロ　イの右欄に掲げる額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める者	次の⑴に定める額から⑵に定める額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。） ⑴　減額後の手数料の額 ⑵　500,000円と、令第５条の14の２第１項の規定により算定した手数料の額（その額が1,000,000円に満たないときは、1,000,000円）から1,000,000円を控除した額に100分の５を乗じて得た額との合算額

4　前２項の規定は、法第69条の４第１項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、第２項中「令第５条の14の３第３項」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第３項」と、「令第５条の14の３第２項第２号若しくは第３号」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第２項第２号若しくは第３号」と、前項中「令第５条の14の３第３項」とあるのは「令第５条の14の３第７項において読み替えて準用する同条第３項」と、「同条第２項」とあるのは「同条第７項において読み替えて準用する同条第２項」と、「令第５条の14の２第１項」とあるのは「令第５条の14の２第２項」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、別表第１の第２章の２⑶及び⑷に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１　生活扶助基準

第１章　基準生活費

１　居宅

⑴　（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　（略）

逓減率　（略）

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	１人	２人	３人	４人	５人
１級地－１	14,500円	23,640円	24,360円	27,410円	28,560円
１級地－２	13,850	22,560	23,270	26,170	27,270
２級地－１	13,190	21,510	22,160	24,930	25,980
２級地－２	12,550	20,450	21,080	23,720	24,710
３級地－１	11,890	19,380	19,980	22,470	23,420
３級地－２	11,240	18,310	18,880	21,230	22,140

改正前

別表第１　生活扶助基準

第１章　基準生活費

１　居宅

⑴　（略）

⑵　基準生活費の算定

ア　（略）

逓減率　（略）

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	１人	２人	３人	４人	５人
１級地－１	14,160円	23,080円	23,790円	26,760円	27,890円
１級地－２	13,520	22,030	22,720	25,550	26,630
２級地－１	12,880	21,000	21,640	24,340	25,370
２級地－２	12,250	19,970	20,580	23,160	24,130
３級地－１	11,610	18,920	19,510	21,940	22,870
３級地－２	10,970	17,880	18,430	20,730	21,620